

機能強化型訪問看護ステーションの評価

骨子【重点課題 1－3－(5)】

第1 基本的な考え方

在宅医療を推進するため、24 時間対応、ターミナルケア、重症度の高い患者の受け入れ、居宅介護支援事業所の設置等、機能の高い訪問看護ステーションを評価する。

第2 具体的な内容

1. 看護職員数、24 時間対応、ターミナルケア療養費等算定数、重症者の受け入れ数、居宅介護支援事業所の設置等の要件をすべて満たしている場合、機能強化型訪問看護管理療養費として充実した評価を行う。

(新) 機能強化型訪問看護管理療養費 1

12,300 円 (月の初日の訪問の場合)

(新) 機能強化型訪問看護管理療養費 2

9,300 円 (月の初日の訪問の場合)

[算定要件]

機能強化型訪問看護管理療養費 1

① 常勤看護職員 7 人以上 (サテライトに配置している看護職員も含む)

② 24 時間対応体制加算の届出を行っていること。

③ 訪問看護ターミナルケア療養費又はターミナルケア加算の算定数が年に合計 20 回以上。

④ 特掲診療料の施設基準等の別表第 7 *に該当する利用者が月に 10 人以上。

⑤ 指定訪問看護事業所と居宅介護支援事業所が同一敷地内に設置され、かつ、当該訪問看護事業所の介護サービス計画が必要な利用者のうち、当該居宅介護支援事業所により介護サービス計画を作成されている者が一定程度以上であること。

- ⑥ 地域住民等に対する情報提供や相談、人材育成のための研修を実施していることが望ましい。

機能強化型訪問看護管理療養費 2

- ① 常勤看護職員 5 人以上（サテライトに配置している看護職員も含む）
- ② 24 時間対応体制加算の届出を行っていること。
- ③ 訪問看護ターミナルケア療養費又はターミナルケア加算の算定数が年に合計 15 回以上。
- ④ 特掲診療料の施設基準等の別表第 7 ※に該当する利用者が月に 7 人以上。
- ⑤ 指定訪問看護事業所と居宅介護支援事業所が同一敷地内に設置され、かつ、当該訪問看護事業所の介護サービス計画が必要な利用者のうち、当該居宅介護支援事業所により介護サービス計画を作成されている者が一定程度以上であること。
- ⑥ 地域住民等に対する情報提供や相談、人材育成のための研修を実施していることが望ましい。

※ 特掲診療料の施設基準等・別表第 7 に掲げる疾病等

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

2. 機能強化型、従来型を問わず、訪問看護事業所について、毎年 7 月 1 日現在で届出書の記載事項について報告を行うこととする。